



講演する川路祥隆氏

熊本地名研究会の5月例会は18日、熊本市のパレアで開き、「阿蘇の文化的景観と世界遺産登録」と題して熊本県企画振興部阿蘇草原再生・世界遺産推進課の主任主事・川路祥隆氏が講演した。川路氏は、世界遺産の種類や登録手続きなどを説明した後、世界遺産登録をめざす阿蘇の現状を報告した。その中で、カルデラ地形に育まれた草原を源泉とする世界でも稀な農業システムと、それに伴う文化や祭祀など、世界遺産にふさわしい文化的景観が守られていることを強調した。講演の後は活発

貴重な文化的景観の見本

世界遺産
めざす阿蘇 自然と共生 農業や祭祀

県の川路氏講演

熊本乃地名

ニュースレター

発行者 熊本地名研究会
会長 木崎康弘

題字 松野国策 書

な質疑応答がなされた。この日の出席者は12人だった。

川路氏の講演要旨は次の通り。【報告者・藤野】

「世界遺産」とは

世界遺産には大きく分けて文化遺産、自然遺産、複合遺産の3種類があり、その文化遺産のジャンルの一つに文化的景観がある。「自然と人々の暮らしが一緒にある風景」で、これには3つのタイプがある。①意図的にデザインされた景観（ヴェルサイユ宮殿）、②有機的に発展した景観（日本では、白川郷・五箇山の合掌造り集落）、③連想的な文化的景観。物証として見える建造物が少なくても、信仰・伝説・物語などの心の文化と深く結びついた自然の場所で、「紀伊山地の霊場と参詣道」がそれだ。

世界遺産に登録されるためには、まず国が世界遺産にしたい場所を世界遺産暫定一覧表に載せる。その中から、推薦したい

資産の事前評価を経て、推薦書を提出し、結果を待つという流れだ。

本番ともいえるのが、推薦書提出。文化遺産の場合は国際記念物遺跡会議 ICOMOS（イコモス）が推薦書を評価し、場合によっては、ICOMOSの現地審査員が視察に訪れ、自らの目で状況を確認し、地元からの聞き取りを行う。諮問機関は国に評価の結果を報告書として提出した上で、最終的な評価を世界遺産委員会に提出。世界遺産委員会は、推薦書を審議し、決議を採択する。

世界遺産になる条件として、文化遺産・自然遺産合わせて10の項目があり、このうち少なくとも1つの基準を満たす必要がある。



世界遺産は、登録されてゴールではなく、登録後も保全されているかチェックされる。適切な保全がなされていないれば、危機遺産に登録されたり、登録抹消に

標高によって変わる阿蘇の土地利用形態

地名研究会 告知板

7月 行事日程

❖7月例会

「上宮（山上）・下宮（宮地）・北宮（手野）
- 祭祀を通して -」

元県文化財保護審議会委員 佐藤征子氏

7月20日（日）午後1時30分～パレア会議室6

❖勉強会 テキスト「続・日本の地名」

7月5日（土）午後1時30分～パレア会議室5

★地名研ブログでも
地名研の活動や関連
ニュースを発信中



なったりすることもある。

文化遺産めざす阿蘇

「阿蘇」の景観は、「野焼き・放牧・採草」といった草原管理を含む農業システムによって維持されており、自然そのものではなく、永年にわたり人の営みによりつくられた文化的景観に、世界文化遺産としての価値を有している。

県と阿蘇郡市7市町村は、平成21年に阿蘇世界文化遺産登録推進協議会を設置し登録を目指している。正式には「阿蘇の文化的景観―カルデラ火山に展開した農業・パノラマ」という資産名称となっている。「阿蘇」の顕著な普遍的価値は、世界最大級の規模と明瞭な円形陥没地形を備える
(2ページに続く)